

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告 示

鳥取県告示第六十二号
建設業法（昭和二十四年法律第百号）第八条の規定によ
り次のように建設業者登録簿に更新登録した。

昭和三十三年二月十二日

鳥取県知事 遠 藤 茂

目 次

- ◇告示 建設業者の更新登録
炭そ予防注射等の実施
- ◇教委告示 昭和三十二年度鳥取県立高等学校通信教育生
徒募集要項
昭和三十一年度県立学校児童生徒卒業式日程
臨時教育委員会の招集
- ◇公告 鳥取県立高等看護学院の学生募集

登録番号

鳥取県知事登録
（に）第二三一号

登録年月日

昭三一、一一、二八

商号又は名称

鈴木組

おもな営業所の所在地

八頭郡智頭町山根六

申請者氏名

鈴木 年松

〃 一九四号

〃 一一、二二

川上工務店

倉吉市下福田三四一ノ二

川上 鉄藏

〃 一八四号

〃 一一、一九

高橋建設（有）

日野郡根雨町根雨四三一

高橋 徳志

〃 三六三号

〃 一一、一三

赤崎土建

東伯郡赤崎町赤崎七二七

井木 庄治

鳥取県告示第六十三号

次のように炭そ、予防注射及び肝てつ、検査、駆除を実施するから家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により牛、馬の所有者に対して検査及び注射をうけることを命ずる。

昭和三十三年二月十二日

鳥取県知事 遠藤 茂

一 実施の目的 肝てつ、及び炭そ、予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛、馬但し生後四箇月以内及び分娩前一箇月

分娩後十日以内のものを除く。又馬は炭そ、

予防注射のみ

四 実施の期日 別表のとおり

五 実施の方法

炭そ、予防注射……炭そ、第二予防液皮内注射

肝てつ、検査……皮内注射反応法虫卵検査法

別表

(炭そ、予防注射)

実施期日	実施区域	実施場所
二月二十二日	東伯郡中山村	同上
" 二十三日	"	"
" 二十五日	"	赤碕町
" 二十六日	"	"
" 二十七日	"	"
" 二十八日	"	"
(肝てつ、検査、駆除)		
二月二十二日から	日野郡溝口町	同上
三月十四日まで	"	"
二月二十日から	根雨町	"
三月六日まで	"	"

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二号

昭和三十三年度鳥取県立高等学校通信教育の生徒を次の要項によつて募集する。

昭和三十三年二月十二日

鳥取県教育委員会委員長 米原 稔

昭和三十三年度鳥取県立高等学校通信教育

生徒募集要項

一 募集学校及び生徒数

県立鳥取西高等学校 鳥取市東町二番地 約五〇人

県立米子東高等学校 米子市勝田町三〇七番地 約五〇人

二 出願資格

1 中学校を卒業した者。(昭和三十三年三月卒業見込の者を含む。)

2 学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十五号)第六十三条各号に該当する者。

3 高等学校の定時制課程に在学してゐる者。

三 募集学科目

(1) 国語(甲) (2) 国語(乙) (3) 漢文

四 出願手続

出願者で倉吉東高等学校、倉吉西高等学校通信教育区域以東の居住者は鳥取西高等学校に、由良育英高等学校通信教育区域以西の居住者は米子東高等学校に次の書類を提出しなければならない。

- (イ) 入学願書(用紙は募集学校に準備してある。)
- (ロ) 出身学校の卒業又は修了証明書及び最終学年の成績証明書、ただし引揚者被災者等で前記の書類を整

(4) 社会	(5) 日本史	(6) 世界史
(7) 人文地理	(8) 数学一	(9) 数学二
(10) 解析二	(11) 幾何	(12) 物理
(13) 化学	(14) 生物	(15) 地理
(16) 美術	(17) 書道	(18) 商業一般
(19) 商業簿記	(20) 農業経営	(21) 農業一般
(22) 家庭一般	(23) 被服	(24) 食物
(25) 保育家族	(26) 家庭経営	(27) 保健
(28) 体育	(29) 英語	

5。

昭和三十三年二月十二日

鳥取県教育委員会委員長 米 原 稜

原

稜

昭和三十一年度県立学校児童生徒卒業式日程

学 校 名	日	程	場 所
鳥取東高等学校	昭和三十三年三月九日	午前十時	鳥取市立川町五丁目一〇番地
鳥取西高等学校	"	"	鳥取市東町二番地
鳥取工業高等学校	"	"	鳥取市立川町五丁目三二〇番地
鳥取農業高等学校	"	"	鳥取市湖山町一、二五八番地
岩美農業高等学校	"	"	岩美郡岩美町浦富七〇八番地
八頭高等学校	"	"	八頭郡家町久能寺七二五番地
智頭農林高等学校	"	午前十時三十分	八頭郡智頭町智頭七一一番地の一
青谷高等学校	"	午前十時	気高郡青谷町北浜二九一番地
倉吉東高等学校	"	"	倉吉市塚町二丁目二〇一番地
倉吉西高等学校	"	"	倉吉市余戸谷町三、〇五八番地
倉吉農業高等学校	"	午前十一時	倉吉市大谷一六六番地
河北農業高等学校	"	午前十時	倉吉市上井町四三〇番地

由良育英高等学校	"	"	東伯郡由良町由良宿一、六〇八番地
養良農業高等学校	"	"	西伯郡淀江町今津二八六番地
米子東高等学校	"	"	米子市勝田町三〇七番地
米子西高等学校	"	"	米子市錦町一丁目一〇三番地
米子南高等学校	"	"	米子市長砂町一八八番地
米子工業高等学校	"	"	米子市博労町四丁目二二〇番地
法勝寺農業高等学校	"	"	西伯郡西伯町法勝寺とかまえ地内
境高等学校	"	"	境港市東本町二番地
境水産高等学校	"	午前十一時	境港市山中二、〇六四番地
根雨高等学校	"	午前十時	日野郡根雨町根雨中祖三三八番地の一
日野産業高等学校	"	"	日野郡黒坂町黒坂紺屋田一、一一〇番地の一
鳥取ろう学校	昭和三十三年三月二十日	午前十時	鳥取市立川町五丁目
鳥取盲学校	"	午前十一時	鳥取市立川町五丁目

鳥取県教育委員会告示第四号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十三年二月十二日

鳥取県教育委員会委員長 米 原 稜

- 一 日時 昭和三十三年二月十五日 午前十一時
- 一 場所 鳥取県教育委員会 会議室
- 一 議題 昭和三十三年度教育予算について

公 告

昭和三十一年度鳥取県立高等看護学院の学生募集を次の要領によつて実施する。

昭和三十一年二月十二日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 募集人員 十六名
- 二 修学年限 三年
- 三 応募資格
 - 1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十六条に該当する者
 - 2 免許を得た後三年以上業務に従事している准看護婦
 - 3 旧看護婦規則により都道府県知事の看護婦免許を受けた者並びにこれにより厚生大臣の免許を受けた者
 - 4 旧高等女学校令による高等女学校の卒業者
 - 5 旧専門学校入学者検定期則による検定に合格した

者

- 四 応募手続
 - 1 入学願書（当学院所定のもの）
 - 2 戸籍謄本又は戸籍記載事項証明書（家族全員記載したもの）
 - 3 写真（六箇月以内に撮影の上半身名刺型）
 - 4 最終学校長の内申書
 - 5 志願者健康診断書胸部レントゲン写真（6×6）
- 五 出願期間

昭和三十一年二月十二日から昭和三十一年二月十六日まで
- 六 試験期日

昭和三十一年二月二十五日・二十六日
- 七 試験場

本学院（鳥取市吉方鳥取県立中央病院内）
- 八 選考方法
 - 1 身体検査
 - 2 学科試験

- 数学（一般数学、幾何、解析Ⅰ、解析Ⅱのうち一科目選択）
- 理科（物理、化学、生物のうち一科目選択）
- 国語、作文
- 3 人物考査
- 九 合格発表

昭和三十一年三月二日 当学院に掲示並びに本人に通知
- 十 学費及び給与
 - 1 授業料は徴収しない。
 - 2 学生には手当として月額八百円を給する他食事を給し看護衣、予防衣、帽子、教科書等を貸与する。
 - 十一 試験当日の携帯品
 - 1 受験票
 - 2 筆記用具
 - 3 弁当及び上草履
 - 十二 其の他
 - 1 不明の点は直接当学院に照会のこと。

- 2 入学願書は返信用切手封入の上直接当学院に請求すること。
- 3 受験のため宿舎を希望する者はあらかじめ連絡のこと。